

三百合



初刊

幾德工業大學學友會執行部

目 次

学友会会員	高 本 穂 一	1
-------	---------	---

学 生 部 員	矢 野 重 彦	2
---------	---------	---

学友会執行部	3	硬式野球部	9
--------	---	-------	---

〔文化部連合会〕		弓 部	9
----------	--	-----	---

本部役員会	3	剣 道 部	10
-------	---	-------	----

〔第一部〕		柔 道 部	10
-------	--	-------	----

映画研究部	3	軟式野球部	10
-------	---	-------	----

写 真 部	4	バスケットボール部	10
-------	---	-----------	----

経営実部	4	バドミントン部	11
------	---	---------	----

航空研究部	4	バレーボール部	11
-------	---	---------	----

ジャズ研究部	5	ボクシング部	12
--------	---	--------	----

G.E.M.研究部	5	アメリカンフットボール部	12
-----------	---	--------------	----

天 文 部	5	麻雀会堂手部	12
-------	---	--------	----

放送研究部	5	山 岳 部	13
-------	---	-------	----

ロボット工学研究部	6	ス キ ー 部	13
-----------	---	---------	----

オーディオ研究部	6	釣 部	13
----------	---	-----	----

サンダーウチーズ部	7	空 手 部	14
-----------	---	-------	----

その他(自動車部・キヤンパスオールプレイ部)		ラ フ ェ ー 部	14
------------------------	--	-----------	----

〔第二部〕		〔第二部〕	
-------	--	-------	--

アニメーション研究部	7	その他(特上部)	
------------	---	----------	--

鉄道研究部	7		
-------	---	--	--

〔体育部連合会〕			
----------	--	--	--

主 幹 会	8	学友会規約	15
-------	---	-------	----

〔第一部〕		文化部連合会規約	20
-------	--	----------	----

サ フ ク 部	8	体育部連合会規約	24
---------	---	----------	----

硬式野球部	9		
-------	---	--	--

昭和54年度 学友会執行部 編集後記	29		
--------------------	----	--	--

・顧問を見えず、と云われる今日のごとき、早くも新入生編入を迎える時期となりました。新
 様ご時様、わが機織工業大学学友会の学友会誌「三百合」を創刊できました事は私のみならず、学
 友会執行部全役員の大きな喜びとするところであります。

・創刊の通り機織工業大学は昨年夏、第一部卒業生を送り出したばかりの生れて間もない新制
 大学です。従って学友会の体制も完全に確立されているとは言いきれません。学友会会則につい
 ては、そうでした。そこで我々学友会執行部では、大学の学生自治会の様式として理想的で、かつ、
 『機織』の理想にそった実践的で学友会会則の草案を練り、完成して原案を作成し、これを公示
 しました。この原案は中いにも承認され、昭和34年1月31日から施行されました。我々は今で
 は会則について完璧なものであるとは言えなくても、かなり充実したものであると自負していま
 す。

・この執行会則を「三百合」に掲載することの意義は、この会則の存在と内容を本学学生及び関係
 者に認識してもらい、ひいては広く対外的にも知ってもらうこととあります。いかに広義に開明的
 にも、一部の学生、関係者しか知らないのでは意味がありません。皆さん方も、どうか機織工業大
 学学友会会則を熟読し、機織工業大学学友会にも厳然として会則が存在すること、そして、その内容
 がどんなものであるのか、十分に理解して下さい。そして願わくば、一般学生諸君にも学生自治
 会の意識を高めてもらい大いに学生自治会へ参加していただきたいのです。

・現在、学友会が主催もしくは関与する行事は其の大きなものは学生総会と学園祭ですが、その規模
 をみますと、それに参加しているのはクラブ関係者と一部の学生でしかありません。我々はこの現
 状を何んとか打破し、そういった行事へのより多くの学生の参加を、ひいては、学生自治会への参加
 を呼びかけます。

・機織工業大学学友会をより大きく発展させる為には「学友会組織の確立」により多くの学生の
 学生自治会への参加、クラブ活動の充実強化、が重要視されていくことは決して疑いなくあります。
 う。そして、これらを実現するのが学友会執行部、下部組織、並びに全学友会員の責務なのです。

・機織工業大学並びに学友会の発展の為頑張ります。

学生部長 矢沢 重 彦

「大学入学の第一目的は、それぞれの工学の分野の、基礎的知識の修得にあることは言うまでもないが、同時に研究者として、あるいは社会人としての修養も、同じように重要なことと考える。学習、本学の教育方針である自学自習の精神に照った学習は、本来この両者の達成をめざしたものに他ならない。しかし、人間としての修養を考えると、日常生活における知恵のつみ重ねが必要であり、この意味において大学における学生生活の意義は高く評価されている。

学生部は、学生生活に関連する全般的な事項を担当する大学の部門であり、学生委員会と学生課とから構成されている。学生部委員長教員が当たっており、学生生活に関連する大学の方針（学生生活に関する施設も含んで）を検討するほか、学生生活相談に近じ（学生相談室）、学生会の指導育成、学生の賞罰等を担当し、学生課は、スナールバスの折衝、下宿アルバイトの施設等の学外の問題から、証明書類の発行等のように学生課者に直接関連する事項は、学生生活全般にわたっての業務を処理している。

学生部関係者一併は、学生課室が自主的、積極的に大学、特に学生部を利用して、楽しくかつ充実した4年の学生生活を送られるよう希望している。

本学は建学以来日が浅く、いろいろ面をみて手直し点があり、現在その整備に努力している段階であるが、その段階にあっても、と言うよりその段階にあるので皆さん学生生活に満足して頂きたいことがある。それは、大学は、若者達が集まってくるだけの所ではなく一つの社会であると言うことである。方嚲、考え、感じを同じにする人達よりなる社会である。現実の社会は、規則、慣習、常識等により律されている。機械工業大学と言う社会は、規則、慣習を少なくし、また常識をこえた常識をもって察されるのが、望ましいと思う。

生活忘れ得ぬであろう日々を送る社会、その社会生活をより豊かなものにするため、良識の喚起に努められるよう強く希望する次第である。

個人情報のため14ページまで
掲載いたしません。

幾徳工業大学学友会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、幾徳工業大学学友会と称し本部を幾徳工業大学内に置く。
- 第 2 条 本会は会員の高度なる自治精神及び本学の発展に寄与し、併せて会員相互の関係を計ることを目的とし、次の活動を行なう。
- 1) 全会員の意志を代表する。
 - 2) 課外活動の自主的な発展のために努力する。
- 第 3 条 本会の会員構成は、幾徳工業大学全学生を以て構成する。
- 第 4 条 本会の会員は、次の権利を有する。
- 1) 本会の会員は、本会の主催する行事に参加する権利を持つ。
 - 2) 本会の会員は、自治活動の参加権並びに自治への平等の発言権を持つ。

第 2 章 組 織

- 第 5 条 本会の機関は次の様に置く。
- 1) 学生総会
 - 2) 学友会執行部
 - 3) 評議委員会
 - 4) 会計監査委員会
 - 5) 選挙管理委員会
 - 6) 体育部連合会
 - 7) 文化連連合会
 - 8) 自治実行委員会

第 1 節 学生総会

- 第 6 条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、開催は全会員の 5 分の 1 以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- 第 7 条 学生総会の開催は、開催日の 7 日前に目的、議題、日時、場所を告示する。学生総会には議員 1 名、副議長 1 名、書記 2 名を議長団とし、その場で本会の会員より選出する。
- 第 8 条 学生総会は、全会員を以て構成し、年 1 回定期総会を学友会執行部が召集する。尚、次の場合は臨時総会を召集できる。
- 1) 学友会執行部が開催を必要と認めた場合。
 - 2) 全会員の 1/5 分の 1 以上の署名で開催の請求が学友会執行部に提出された場合。
- 第 9 条 学生総会の議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を以て成立する。但し賛否同数の場合は議員がこれを議決する。尚、会費投票になった場合は、評議委員会が管理し、結果を学友会執行部へ提出する。又、学友会執行部は、学生総会での議決を学生総会開催日より 7 日以内に全会員

へ公示する。

- 第10条 議員は、学生組合の秩序を保持し、選挙法を円滑にするとともに努力し、議員がこれを代表する。此、議員の任期は、当日の学生組合の終了時までとする。
- 第11条 議員は、学生組合の議事録を作成し、学友会執行部へ学生組合終了と同時に提出する。
- 第12条 学生組合が成立となる場合は次の通りである。
- 1) 開議日の7日前に告示した内容が、告示期間内に変更があり学生組合に反映が得る場合と学友会執行部が認めた場合。
 - 2) 学生組合の定よりより40分以内に参加率が全員の9分の1（委任状を含む）に満たない場合、又議員団が成立しない場合。
 - 3) 学生組合中、議員が議事の進行に支障が生じて、戒告の必要を認めた場合。
- 第13条 学生組合が成立となった場合学友会執行部は、開議日より15日以内に再び学生組合を召集しなくてはならない。

第2節 学友会執行部

- 第14条 学友会執行部は、学生組合に次ぐ、選挙執行機関である。
- 第15条 学友会執行部は、学友会会員1名、副会員2名、会計2名、書記2名、庶務2名の合計10名の学友会執行部役員を以て構成する。
- 第16条 学友会執行部役員は、会長の中から立候補し、それを全会員の選挙により選出する。
- 第17条 学友会執行部役員は、本会会則第2条に則り相互に協力し、次に示す任務を遂行する。
- 1) 学友会会長は、学友会執行部及び本学学友会を代表し、各機関を統括する。
 - 2) 副会長は、学友会会員を輔佐し、学友会会員の不在又は委任があれば会長の任務を代行する。
 - 3) 会計は、本会の財産を行ない、会計監査委員会より監査報告の請求があった場合、監査報告を請求する日より30日以内に会計監査委員会へ提出しなければならない。
 - 4) 書記は、学友会執行部の議事録を作成し学生組合の議事録と同様に保管する。又書記は、学友会執行部内に置く印刷部の役員に1名が学友会会員に指名され、印刷部の運営にあたる。
 - 5) 庶務は、他校などとの通信及び文書記録を担い、それを保持するように努める。又、学友会執行部の家賃及び事務を補助する。
- 第18条 学友会会長は、次の権限を有する。

- 1) 学友会会長は、学友会執行部における職務規定権を有する。
 - 2) 学友会会長は、本会会則第5条に定める8機関の組織権を有する。
 - 3) 学友会会長は、学友会執行部の運営に支障が生じた時に自主解散権を有する。
- 第19条 学友会執行部の執行年度は、3月1日より3月31日までの1年間とし、学友会執行部役員の任期はこれに準ずる。
- 第20条 学友会執行部は、次に定める事項が生じた場合、解散しなければならない。四、新学友会執行部が成立するまでは、評議員会が学友会執行部の代行を行なう義務を負う。
- 1) 全学友会会員の過半数以上のブローカーがあった場合。
 - 2) 学友会会長が本会会則第18条第3項に定める自主解散権を用いた場合。

第3節 評議員会

- 第21条 評議員会は、本学学友会の執行機関である。
- 第22条 評議員は、各クラスより2名選出される。
- 第23条 評議員会は、その運営を円滑にする為内部に庶務部、会計部、広報部、その他の必要な機関を置くことができる。
- 第24条 評議員会は、月3回の例会を開催する義務を負う。又、次の場合に評議員会が召集する。
- 1) 評議員会中の15名以上の要求が評議員会長へ提出された場合。
 - 2) 本会会員の2分の1以上の要求が評議員会長へ提出された場合。
 - 3) 学友会会員が召集した場合。
- 第25条 評議員は、評議員会から立候補し全評議員の選挙により選出される。
- 第26条 評議員は、2名の副委員長、2名の書記及び各級の局長を指名する。
- 第27条 評議員会は、全会員の2分の1以上を以て成立する。
- 第28条 評議員会の開催は3日前までに公示しなければならない。但し緊急を要する場合はこの限りでない。
- 第29条 評議員会の議決は、出席人員の過半数の賛成により成立する。
- 第30条 評議員の任期は当該学年限りとし、欠席が生じた場合、クラスの責任において補選しなければならない。
- 第31条 評議員会では、書記が議事録を作成しなければならない。
- 第32条 評議員会では、会計局長が経理報告書を作成し、学友会執行部から経理報告の請求があった場合は3日以内に提出しなければならない。
- 第33条 評議員会の開催において、出席者が全評議員の2分の1に満たない場合、開催の開始時間より20分後に集会となる。
- 第34条 評議員会が成立した場合、評議員は7日以内に評議員会を召集しなくてはならない。
- 第35条 評議員会が連続3回成立した場合は、学友会執行部が評議員会を代行し、新評議員会を選出する。

第4節 会計監査委員会

- 第36条 会計監査委員会は公正、中立の立場に則り、本会会則第5条に定める8機関のうち会計監査委員会と選挙管理委員会を除く6機関から選定した機関とする。
- 第37条 会計監査委員の任期は、1年とする。
- 第38条 会計監査委員は、本会会員のうちから立候補し、それを全会員の選挙により選出する。会計監査委員は、会員の中から公募し、その中から会計監査委員が3名指名する。
- 第39条 会計監査委員会は、本会の会計を監査し評議員会及び学生組合に報告する義務を負う。
- 第40条 決算は、会計年度の終りに会計監査委員会がこれを示し、評議員会の議員を経て学生組合の承認を受ける。

第5節 選挙管理委員会

- 第41条 選挙管理委員会は公正、中立の立場に則り、本会会則第5条に定める8機関のうち会計監査委員会と選挙管理委員会を除く6機関から選定した機関とする。
- 第42条 選挙管理委員会は、学友会執行部役員、会計監査委員の選出を管理する。

第43条 選挙管理委員会は、評議委員会の決議により、各クラスより立候補者をつくり、選定した委員会を組織する。委員長は選挙管理委員の中より互選される。

第4部 体育推進委員会

第44条 体育推進委員会は、学友会執行部が承認する体育系部外活動部の全委員を以て構成する。

第45条 体育推進委員会は、運営を円滑にする為に内部に次の機関を置く。

1) 工作会

2) 総会

3) 実行委員会

第46条 体育推進委員会は、体育推進委員会内の事項を協議し、議決する機関であり、実行委員会がそれを代表する。

第5部 文化推進委員会

第47条 文化推進委員会は、学友会執行部が承認する。文化系部外活動部の全委員を以て構成する。

第48条 文化推進委員会は、運営を円滑にする為に内部に次の機関を置く。

1) 役員会

2) 総会

3) 本部役員会

4) 実行委員会

第49条 文化推進委員会は、文化推進委員会内の事項を協議し、議決する機関であり、本部役員会がそれを代表する。

第6部 自治実行委員会

第50条 自治会実行委員会委員は、本学における学友会執行部が主催する行事を実行する委員会である。

第51条 自治会実行委員を公署するのは学友会執行部である。

第3章 会 計

第52条 本会の組織は、会費、事業収入及び寄付による。

第53条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第4章 附 則

第54条 本会会則の改正は、評議委員会の決議を必要とし、改正は、本学全会員における学生総会で決議する。

第55条 選挙管理委員会の任期は1ヶ年とする。

第56条 本会の学友会執行部役員と評議委員は同一者であって構わない。

第57条 第3条において新評議委員会が同時に解散した場合、新評議委員会が成立するまで学友会執行部が評議委員会の職務を代行する機関を負う。

第58条 本学学友会会則は昭和54年1月23日より効力を発する。

会 則 正 に つ い て 学 友 会 執 行 部 学 友 会 工 務 課

1) 新評議委員会の組織によるため学友会執行部の代行が必要かとみなされるため。

2) 総長が、体育推進委員会と文化部

3) 学友会執行部及び各委員会または各自治会の運営を円滑にするために必要と思われるため。

以 上

学友会執行部は、本学全員の利益を代表し、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。学友会執行部は、本学の発展に努める。

幾徳工業大学文化連合会会則

第一章 総 則

- （名 称）
第1条 本会は幾徳工業大学文化連合会と称する。略称・文化会とする。
- （概 定）
第2条 本会は幾徳工業大学学生会に基き本会会則を制定する。
- （設 置）
第3条 本会は幾徳工業大学学生会内に設置する。
- （目 的）
第4条 本会は幾徳工業大学として、高度の学術活動を以て文化連合会活動を奨励にし、又その文化創造に寄与することを目的とする。
- （活 動）
第5条 本会は第4条に規定された目的を達成するために必要な活動を行なう。

第二章 組 織

- （構 成）
第6条 本会の最高責任者は会長とする。本会役員会が本会を統括する団体をもって構成される。
- （会 員）
第7条 本会は本会が統括する団体の員をもって本会会員とする。
- （役 員）
第8条 本会役員とは本会が統括する各部部長及び部長各1名を言う。
- 第9条 本会は会長1名、副会長2名、幹事2名、会計1名、書記1名の本部役員を置く。その他必要に応じて第11条による役員会で決定する。
1. 選出 本部役員の選出は、本会役員より推薦、公開抽籤した者を対象に役員会が多数決で決定する。
2. 任期 役員及び幹事の任期は1年とし、1月1日より12月31日とする。
3. 解任 本部役員に対する解任の請求は役員総会の2分の1の過半数をもって会長に提出する。これにより会長は、10日以内に役員会議を開き、3分の2以上の同意があった場合、本部役員はその任を辞さなければならない。
4. 辞任 本部役員の解任は、これを役員会に提出し、3分の1以上の同意をもって解任することができる。

（実行委員）
第10条 本会は、各部1名選出の実行委員を置く。

（役員会）
第11条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第12条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第13条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第14条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第15条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第16条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第17条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第18条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第19条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

（役員会）
第20条 本会役員は、各部1名選出の役員会を組織し、本会役員会が統括する各部の学芸活動に必要と認められる事項を決定する。

第三章 議 決

- （役 員 会）
第11条 本役員会は、第9条及び第9条に定められた条により構成される本会の最高議決機関である。
- （総 会）
第12条 本総会は第7条により、定められた会会員により構成される本会の最高議決機関である。
- （本部役員会）
第13条 本部役員会は、第9条に定められた本部役員により構成される本会の最高執行機関である。
- （実行委員会）
第14条 実行委員会は、本会活動に必要な第4条の目的達成のために寄与する。

第四章 会 則

- （役員会議）
第15条 1. 本会議は、本会会長が召集し、部長の3分の2以上の出席かつ副部長2分の1以上の出席をもって成立する。
2. 本会の議決権は、各団体1名及び本部役員が有する。
3. 本会議の議決は、出席議決数の過半数をもって行なわれる。
4. 本会議は、毎月1回開くことを原則とする。但し、必要に応じて会長がこれを召集できる。
5. 本会議には、本会各部の役員もしくは、その代理人が必要出席する。但し、代理人出席の場合は事前に会長の許可を受けなければならない。
6. 本会議の議長は、原則として副会長が行なう。
7. 本会議は第16条に基づく総会会議において、協議された事項を全て審議しなければならない。
- （総会会議）
第16条 1. 本会議は、本会会長が召集し、会会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 本会議は、毎年1回開くことを原則とする。
- （本部役員会議）
第17条 本会議は、本会役員によって適宜召集され3分の2以上の出席をもって成立する。
- （実行委員会）
第18条 1. 本会議は実行委員及び本部役員により構成される。
2. 本会議は本会長が召集し、3分の2以上の出席をもって成立する。
- （実行委員会）
第19条 1. 本会議は、本部役員及び学芸実行部役員、クラブ担当者1名をもって構成される。
2. 第20条による役員会議における事項を審議する。
3. 本会議は本会会長が適宜召集する。
- （役員会議）
第20条 1. 第19条による役員会議は、第19条の目的達成のために必要と認められる事項を審議する。
2. 本会議は本会会長が召集する。

幾徳工業大学体育部連合会規約

(平成 年 月 日 第 回 大会 議決)

本規約は幾徳工業大学体育部連合会規約(以下体育会と略す)と称し幾徳工業大学内に体育会を設置する。

第 1 条 本会は幾徳工業大学体育部連合会(以下体育会と略す)と称し幾徳工業大学内に体育会を設置する。

第 2 条 本体育会は幾徳工業大学学生会の一機関であることを意識し本体育会に加盟する体育系団体の発展と向上を促進することによって会員が団体活動を通じ自己の人格を鍛錬することに貢献し、併せて加盟団体の団結を強化することを目的とする。

第 3 条 本体育会会長は本体育会に加盟する各団体の代表者とする。

第 4 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 5 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 6 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 7 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 8 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 9 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 10 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 11 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 12 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 13 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 14 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 15 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 16 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 17 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 18 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 19 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 20 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 21 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 22 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 23 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 24 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 25 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 26 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 27 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 28 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 29 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 30 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 31 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 32 条 本体育会会長は加盟団体の代表者とする。

第 2 項 役員は主幹会に対して任期制を設け受任された場合。

第 3 条 主幹会は 3 分の 2 以上の賛成をもって成立、議決は多数決とする。但し昇格、降格及び加盟の議決は出席の 3 分の 2 以上とする。

第 4 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 5 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 6 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 7 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 8 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 9 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 10 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 11 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 12 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 13 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 14 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 15 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 16 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 17 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 18 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 19 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 20 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 21 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 22 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 23 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 24 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 25 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 26 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 27 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 28 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 29 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 30 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 31 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 32 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 33 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 34 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

第 35 条 役員は任期を 1 年とし任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し 12 月を引継ぎ期間とする。

部の資格を有する。

第28条 部は団体活動を行なう為の資金を準クラブに金額を徴収して支拂される。

第29条 部は原則として次の資格を備えなければならない。

1. 顧問
2. 主 幹
3. 副 幹
4. 主 務
5. 会 計

但し顧問は部の最高責任者であり本学の教職員がその任務に当らなければならない。

第30条 部は次の書類を作成し主幹会の指定した日時までに提出しなければならない。

1. 部役員及び部員名簿
2. 活動計画書及び報告書
3. その他主幹会役員会議で必要と認められた書類

第2章 準クラブ

第31条 本体育会に加盟する団体で当該団体の団体活動を行なう為の充分な部員数を常時有し対外的及び対内的にも部に参加する活動内容を示し又は団体活動後1年以上継続して活動している団体は準クラブの資格を有する。

第32条 準クラブは団体活動を行なう資金の援助を受けることができる。

第33条 準クラブは対外活動を行なう為に部の名称が必要である場合は部の名称を使用することができる。

第34条 準クラブは原則第30条、第31条に掲げた事を行わなければならない。

第2節 月 会

第35条 第28条、第30条、第31条に掲げた部の資格を少なくとも1年間に渡って充足する準クラブは昇格の資格を有する。

第36条 月会の資格を有する団体が昇格を希望する場合は次の手続きを必要とする。
1. 当該団体の最近2年間の活動報告書及び創設以来の歴史を記した書類、昇格希望理由書と所属団体員名簿、及び創設当時の承認書を添えて審判委員会に提出する。

第3節 団体・除名及びその他の処分

第37条 加盟団体或いは会員が次に掲げた事例に該当した場合第39条に掲げた処置を課する対等となる。

1. 本規約に違反する行為をなした場合
1. 本規約に掲げられた加盟団体の義務を怠った場合
1. 主幹会或いは部会の決定に従わなかった場合
1. 主幹会或いは学校当局に対する苦情の提出義務を怠った場合
1. 第28条・第30条に掲げた条件を当該団体が充足しない場合
1. 本体育会の目的達成に支障をきたす行為をなした場合
1. 本体育会の名誉を損う行為をなした場合

第38条 加盟団体或いは会員が第38条に掲げた行為をなした場合に掲げる処分の対象となる。

1. 勧告処分

1. 主幹会或いは部会に於いて本体育会に対する陳謝
1. 一定期間の主幹会及び部会に於ける権利の停止
1. 次期予算の減額勧告
1. 1週間以内の練習停止
1. 一定期間の対外活動の禁止
1. 一定期間の全面的活動の禁止

1. 警告処分

1. 除 名

第39条 加盟団体或いは会員に対する処分は次に掲げる手続きを必要とする。

1. 勧告処分及び除名処分は審判委員会が判断によりこれを行なう。勧告処分の方法は主幹会決議に於ける勧告及び勧告書の添付をもって行なう。
1. その他の処分は主幹会に於いて審判委員会がこれを賛成し有効意思の3分の2の賛成によりこれを行なう。

第40条 昇格、降格、除名の処分の執行は年度末、年度初めとする。

第41条 処分の対象となった加盟団体或いは会員は主幹会に於いて弁明する機会が与えられる。

第4章 加盟希望団体の昇格

第42条 次に掲げる事項を充足した団体は本体育会の加盟団体となり市協は準クラブに所属する。

1. 第32条の規定を充足する団体
1. 加盟希望団体は創設趣意書、所属団体名簿、当該団体の活動報告書、最近1年間の会計報告書、加盟希望理由書及び前出顧問の承認書を審判委員会に提出する。

第5章 財 務

第43条 本体育会の財源は徳島工業大学学生会の助成金及び寄付金その他の収入とする。

第44条 本体育会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第45条 各加盟団体に支給された活動資金の決算報告は毎年5月の定期総会に於いて行なう。

第6章 体育連合会会員

第46条 本体育会は対外的に特に優秀な成績を収めた団体又は会員、或いは本体育会の発展向上に貢献した団体又は会員に年1回体育連合会賞を授与する。

第47条 体育連合会賞の選考は主幹会役員会議で行ない主幹会の承認によって決定する。賞の内容として最優秀選手賞、最優秀団体賞、優秀選手賞、優秀団体賞、特別賞などを与えることができる。

